

6-3
517

VI
491

大学管理法案に商議会に関する規定を存置する場合について

国立大学における商議会及び公立大学における公立大学参議会に関する規定を存置するにすれば、この両者は性格を異にする点があるが、立法技術上、国立大学管理法案及び公立大学管理法案の二本立てとして立案することと適當である。

(さらに国会に提出した国立大学管理法案及び公立大学管理法案中から国立大学参議会及び公立大学参議会に関する規定のみを削除すればよい。)

二 商議会及び公立大学参議会に関する規定を存置すると否とにより、教育公務員特例法中の大学管理機関に関する部分の改正には影響はない。

三 その他

評議会の権限の中に「商議会に附議しようとする事項の原案作成」「商議会が答申し又は建議した事項の処理に関する事項」を添す。

学長の権限の中に商議会に対する年度報告義務の規定を添す。

(備考) 商議会及び公立大学参議会に関する規定を存置する場合は、予算的措置を要する。



日高

62